小田原市要綱第　号

小田原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を次のように定める。

令和 ８ 年１０月２２日

小田原市長　加　藤　憲　一

# 小田原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、地域において育児の援助又は産前産後家事支援（以下「援助活動」という。）を受けることを希望する者（以下「依頼会員」という。）及び援助活動を行うことを希望する者（以下「支援会員」という。）を会員として組織化し、会員相互による援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする小田原市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第２条**　事業を実施するため、小田原市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置する。

（実施主体）

**第３条**　事業の実施主体は、小田原市とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができると認められる事業者にセンターの運営を委託することができる。

（センターの業務）

**第４条**　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務

(2) 援助活動の調整、把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）に関する業務

(3) 援助活動に関する研修及び指導に関する業務

(4) 会員間の交流に関する業務

(5) 関係機関との連絡調整に関する業務

(6) センターの広報に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

（アドバイザー等）

**第５条**　事業を実施するため、センターにアドバイザーを配置する。

２　アドバイザーは、前条に規定する業務に関する事務を処理する。

３　アドバイザーは、援助活動を円滑に行うため必要があると認めるときは、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、当該グループ内から地域リーダーを選任し、当該地域リーダーに当該グループ内の会員間の連絡、調整等及びアドバイザーの補佐を行わせることができる。

４　アドバイザー及び地域リーダーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会員の要件）

**第６条**　依頼会員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 小田原市内に在住し、又は在勤、在学等していること。

(2) 出産予定日前４週目に当たる日から出産の日を起算日として３か月を経過する日の前日までの期間（第１２条において「産前産後期間」という。）内にある本人若しくは同居する親族又は生後３か月から小学６年生までの乳児、幼児若しくは児童（以下「こども」という。）と同居する親族であること。

２　支援会員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 小田原市内に在住し、又は在勤、在学等していること。

(2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。

(3) 心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができること。

(4) 過去にこどもに対する虐待や不適切な行為を行っていないこと。

３　依頼会員と支援会員は、これを兼ねることができる。

（会員の遵守事項）

**第７条**　会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。会員でなくなった後も同様とする。

(2) こどもに対する虐待や不適切な行為をしないこと。

(3) センター及び援助活動を政治活動、宗教の勧誘又は営利活動の目的で利用しない

こと。

(4) センターの設立趣旨を理解し、誠実に援助活動を行うこと。

(5) 円滑な援助活動を行うため、センター又は会員からの連絡があった場合は、誠実に対応すること。

(6) 会員としての地位や身分を援助活動以外の目的で利用し、又はこれを誇示しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的に反する行為や、相互の信頼関係を損なう行為をしないこと。

２　センターは、会員が前項各号に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し必要な指導又は注意を行うことができる。

（入会）

**第８条**　センターに入会しようとする者は、センターの承認を受けなければならない。

２　依頼会員は、入会に際して、センターの実施する説明を受けなければならない。

３　支援会員は、入会に際して、センターが実施する研修を受講しなければならない。ただし、他の研修等において同等の内容を受講済みであり、センターが適当と認める場合は、この限りでない。

（支援会員の研修）

**第９条**　支援会員は、センターが実施する救命講習、事故防止に関する講習、虐待防止に関する講習及びヤングケアラーに関する講習（以下「救命講習等」という。）を受講しなければならない。ただし、他の研修等において救命講習等と同等の内容を受講済みであり、センターが適当と認める場合は、この限りでない。

２　救命講習等は、少なくとも５年に１回受講しなければならない。

３　支援会員は、救命講習等のほか、預かり中のこどもの安全対策等のための研修を受講するよう努めなければならない。

（退会）

**第１０条**　会員が退会しようとするときは、センターに届け出なければならない。

（会員登録の抹消）

**第１１条**　センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1) 依頼会員が第６条第１項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 支援会員が第６条第２項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 故意、重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(4) 援助活動に必要な適格性を欠くと市長が認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくない行為があったと市長が認めたとき。

（援助活動の内容）

**第１２条**　支援会員は、援助活動として次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 産前産後期間の依頼会員に対する家事支援

(2) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校及びこれらに準ずる施設並びに放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始時間までのこどもの預かり

(3) 保育施設等の終了後のこどもの預かり

(4) 保育施設等までのこどもの送迎

(5) 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かり

(6) 買い物等外出の際のこどもの預かり

(7) 習い事の援助

(8) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員の仕事と育児の両立等のために必要な援助

２　こどもを預かる場合は、会員の自宅又は地域子育て支援拠点等、こどもの安全が確保できる場所で行うこととし、会員間の合意により決定するものとする。

３　支援会員は、同一の時間帯に、複数の依頼会員に対する援助活動を行うことはできない。ただし、こどもの安全を確保することができるとセンターが認めたときは、この限りでない。

４　こどもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

（援助活動の実施）

**第１３条**　依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対してその申込みを行うものとする。

２　依頼会員は、原則として依頼内容以外の援助活動を求めてはならない。

３　依頼内容に変更が生ずる場合は、事前にセンターに連絡をしなければならない。

４　支援会員は、援助活動終了後、依頼会員の確認を受け、翌月５日までに、センターに活動内容を報告しなければならない。

（援助活動の時間）

**第１４条**　援助活動は、原則として午前６時から午後１０時までの間に行うものとする。

（援助活動の利用料金等）

**第１５条**　援助を受けた依頼会員は、援助を行った支援会員に対して、援助活動に係る利用料金及び実費を速やかに支払うものとする。

２　利用料金の額、算定方法、援助活動の取消料、交通費その他実費に係る取扱いについては、別表に定めるとおりとする。

３　利用料金等の授受は、原則として援助活動終了後、速やかに会員間で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、センターが仲介することができる。

（援助活動の時間の算定方法）

**第１６条**　援助活動の時間の算定方法は、３０分を基本単位とし、これを超える場合は、３０分ごとに算定するものとする。

２　援助活動に含まれる時間は、次のとおりとする。

(1) こどもを支援会員の自宅で預かる場合は、支援会員がこどもを預かった時から、依頼会員に引き渡す時までとする。

(2) 保育施設等への送迎を行う場合は、支援会員が自宅を出発した時から、こどもを引き渡した後、支援会員が自宅に到着する時までとする。

(3) こどもを支援会員の自宅以外で預かる場合は、こどもの預かり時間に、支援会員の移動時間を含めるものとする。

（事故等発生時の対応）

**第１７条**　会員は、援助活動中にこどもの事故その他緊急事態が発生したときは、こどもの安全確保を最優先に必要な措置を講ずるとともに、速やかにセンターへ報告しなければならない。

２　センターは、前項の報告を受けたときは、必要に応じて会員間の連絡及び調整を行い、事故等の円滑な解決に努めるとともに、事故等の発生状況及び対応内容を記録し、速やかに市へ報告しなければならない。

３　市は、援助活動中に発生した事故等のうち、国への報告が必要なものについては、国が定める事故報告に関する通知その他の定めに基づき、報告をするものとする。

４　市及びセンターは、事故等の再発防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待が疑われる場合の対応）

**第１８条**　会員は、援助活動中にこどもに対する虐待又は虐待と疑われる事案を発見し

たときは、直ちにセンターへ報告しなければならない。

２　センターは、前項の報告を受けたときは、速やかに市又は児童相談所に通告するとともに、関係機関と連携して適切に対処するものとする。

（支援を必要とするこども等への対応）

**第１９条**　センターは、事業の実施を通じて支援が必要なこども又は保護者を把握したときには、市に当該こども又は保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

（苦情及び意見等への対応）

**第２０条**　センターは、会員又は会員以外の者から、援助活動に関連して苦情その他の申出を受けたときは、必要な調査を行い、関係する会員に対し、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

（保険）

**第２１条**　センターは、援助活動中の事故に備えるための補償保険に加入するものとする。

（その他）

**第２２条**　この要綱に定めるもののほか、会員相互による援助活動の実施に関し必要な事項は、会則に定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この要綱は、令和９年１月１日から施行する。

（要綱の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成１１年４月１日制定）

(2) 小田原市産前産後家事支援事業実施要綱（平成２３年６月７日制定）

（経過措置）

３　この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の小田原市ファミリー･サポート･センター事業実施要綱又は小田原市産前産後家事支援事業実施要綱の規定により、市長の承認を受け、会員として登録されている者は、この要綱の規定により登録されている者とみなす。

**別表（第１５条関係）**

１　利用料金の基準

依頼会員が支援会員に支払う利用料金は、３０分につき次の額とする。

| 活動日 | 活動時間 | 利用料金 |
|---|---|---|
| 平　日 | 午前７時～午後７時 | ３５０円 |
| | 上記以外 | ４５０円 |
| 土曜日、日曜日、祝日 | 終日 | ４５０円 |
| 年末年始（１２月２９日～翌年１月３日） | 終日 | ４５０円 |

(1) 援助活動は原則として午前６時から午後１０時までの間に行うものとする。

(2) 援助活動の時間が３０分に満たない場合にあっても同額とする。

(3) 複数のこどもを預ける場合の２人目以降の利用料金は、表中の３０分当たりの利用料金に援助時間を乗じて得た金額の２分の１の額（１０円未満切捨て）とする。

２　取消料の基準

依頼会員が支援会員に支払う援助活動の取消料は、次のとおりとする。

| 取消しの内容 | | 取消料 |
|---|---|---|
| 依頼予定日の前日までの取消し | | 無料 |
| 当日の取消し | 活動予定時間が３０分を超える場合 | １時間分の利用料金 |
| | 活動予定時間が３０分以下の場合 | 予定利用料金全額 |
| 無断取消し | | 予定利用料金全額 |
| 災害等のやむを得ない理由により援助活動を受けることができない場合の取消し | | 無料 |

３　その他費用

依頼会員は、援助活動に要した次の費用を支援会員に支払うものとする。

(1) こどもの送迎等に係る交通費

| 交通手段 | 料金 |
|---|---|
| 支援会員が自動車を利用した場合 | ３０円／ｋｍ<br>※１ｋｍ未満の端数があるときは、これ |

| | |
|---|---|
| | を切り上げて計算するものとする。 |
| 支援会員が公共交通機関等を利用した場合 | 実費 |

(2) 支援会員が用意した飲食物、おむつ代等

| 内容 | 料金 |
|---|---|
| 食事代 | ３００円／１食 |
| おやつ代 | １００円／１食 |
| おむつその他支援会員が援助活動に必要な物品を購入した場合 | 実費 |